

郵政民営化委員会（第50回）議事要旨

日時：平成20年12月10日（水） 10：00～12：20

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会会議室

（委員3名出席）

○ 本日は、郵政民営化の進捗状況に関して、日本郵政グループ、金融庁及び総務省からヒアリングを行った。

○ まず、日本郵政グループから、資料1-1及び資料1-2に基づき、平成20年度中間決算及び「郵便局等の顧客満足度調査」の属性分析結果について、説明を受けた。

これに対し、委員からは

・今期中間決算について見ると、郵便局会社の収益改善が顕著であると認められるが、その要因についてはどう考えているのか。

（←「収益改善には、手数料収入増加の寄与が大きいのではないかと。特に、ゆうちょ銀行からの定額・定期貯金に係る手数料や、保険料収入の増加に伴うかんぽ生命からの手数料の増加が大きかった。その他、人件費の抑制等も寄与しているのではないかと。」との回答あり。）

・投資信託について、現下のマーケット環境を受けて含み損が発生している購入者がかなり出てきていると思うが、郵便局窓口や日本郵政に対するイメージについて何か影響が出ていないか。

（←「一定以上の評価損が発生している顧客に対しては、郵便局の窓口又は訪問して、マーケットの状況、運用状況について丁寧に説明している。また、そもそも投資信託を販売する際には、従来から相当丁寧な説明を行ってきているので、大きな問題は発生していないのではないかと考えている。」との回答あり。）

・現下の金融情勢においては、ゆうちょ銀行は自己資本比率が非常に高く、信用供与力があると思われるのではないかと。中小企業等を含め融資が厳しくなっている状況に鑑みると、世間からゆうちょ銀行の融資業務に対する期待が膨らんでいるのではないかと。

（←「世間のゆうちょ銀行に対する融資業務に係る期待はかなり高くなっていると感じており、官から民へと資金の流れをシフトさせる好機ではないかと言われる人もかなりいる。制度上は、ゆうちょ銀行による直接融資業務を開始するには、郵政民営化委員会での審議の上、所管官庁の認可が必要であることに加え、ゆうちょ銀行は今まで直接融資業務の経験が無いことなどから、いろいろと体制整備が必要であると考えている。」との回答あり。）

等の発言があった。

○ 続いて、金融庁から、資料2に基づき、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に対する監督等について、説明を受けた。

これに対し、委員からは

- ・昨今の金融情勢において、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険は他の金融機関と比べて相対的に安全な状況だと思うが、何か留意している事項はあるか。

(←「資産の大部分を国債が占めていることによる金利リスクと、職員数が多い郵便局という代理店を抱えていることによるオペレーショナル・リスクの2点に留意している。」との回答あり。)

- ・不祥事件等の全体的な傾向はどうか。

(←「郵便局で現金の取扱いについての課題がある。かんぽ生命には過誤払いの事務取扱いの是正について末端まで浸透させるという課題がある。我々としてもヒアリングなどを通して改善を慫慂している。」との回答あり。)

- ・流動性預金の限度額撤廃について、地方視察の際に、国民の利便性向上の観点からも要望が多かったが、どのように考えるか。

(←「国民の利便性向上という点はあると思うが、郵政民営化法に規定されている他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情、ゆうちょ銀行の経営状況その他の事情を勘案する必要。具体的な検討の際には、株式処分の進展等国の関与度合いの低減等を踏まえるとともに、現下の金融情勢では限度額緩和は一層センシティブな問題となりうることも認識して慎重に検討を進めることが必要。」との回答あり。)

等の発言があった。

- 続いて、総務省から、資料3に基づき、郵政民営化の状況に関する認識、各界からの指摘事項について、説明を受けた。

これに対し、委員からは

- ・各界からの指摘事項には、郵便事業会社と郵便局会社を合併してはどうかとの指摘があるが、これはどのような問題認識に立つものか。経営管理の面から見て、郵便局をコストセンターとして位置付けるのか、あるいはプロフィットセンターに位置づけるのか。また、仮に合併したとしても、事業部制を取れば同様の問題が出てくるが、そのような議論はされているのか。

(←「そういう観点からの議論は無く、利用者あるいは職員から見て、二社が分かれていることによるいろいろな不都合な点が認められることから改善が必要との問題意識によるものではないか。」との回答あり。)

- ・金融についてもユニバーサル・サービスについて義務付けるべきだとの各界からの指摘があるが、どのような問題意識に基づくものか。また、ユニバーサル・サービス維持のため、金融二社の株式を持株会社が保有してはどうかとの意見も出てきているようだが、保有割合が小さければグリップが効かずあまり意味がないし、過半数を保有し影響力を行使しようとする、他の少数株主との利益相反が生じて、上場自体がうまくいかないと思うが、そのような議論はされているのか。

(←「現在、郵便局会社と金融二社は全国一律で10年間の委託契約をしているが、金融二社の株式が完全に民間に売却されてしまうと10年後の郵便局における金融サービスが担保されないのではないかという問題意識によるものではないか。」との回答あり。)

- ・新規業務の進捗状況について、今後とも事後的なチェックをしっかりとやるべきではないか。

(←「そのようにして参りたい。」との回答あり。)
等の発言があった。

○ 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。